

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第6-1820号**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>			<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
地 域 課	1 (略)	(略)	地 域 課	1 (略)	(略)
	2 えちごに乗り組む職員			2 えちご又はあがのに乗り組む職員	
(略)			(略)		
小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校	(略)	(略)	小学校、中学校及び義務教育学校	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。